

介護職員等処遇改善の取り組み状況について

加算の取得状況

- ・ 介護職員処遇改善加算 I（法人内全事業所）
- ・ 介護職員等特定処遇改善加算 I（法人内全事業所）

キャリアパス要件について

- ・ 職員の職位・職責・職務内容等に応じた任用等の要件及び賃金体系の整備をしています。
- ・ 就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての職員が閲覧できるようにしています。
- ・ 資質向上を図るため、内部研修の開催及び外部研修への参加等を推進し、能力評価を実施しています。
- ・ 経験、資格及び人事考課に基づき、定期昇給する仕組みを書面で整備しています。

職場環境等要件について（平成 27 年度以降に実施した事項）

- ・ 働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者や中堅職員などに対する研修の受講支援
- ・ 研修の受講と人事考課、昇給との連動
- ・ 新人介護職員の早期離職防止のためのエルダー・メンター（新人指導担当者）制度等導入
- ・ 雇用管理改善のための管理者の労働・安全衛生法規、休暇・休職制度に係る研修受講等による雇用管理改善対策の充実
- ・ ICT 活用（ケア内容や申し送り事項の共有による介護職員の事務負担軽減、利用者情報蓄積による利用者個々の特性に応じたサービス提供等）による業務省力化
- ・ 介護職員の腰痛対策を含む負担軽減のための入浴用リフトや見守りセンサー等の介護機器等導入
- ・ 子育てとの両立を目指す者のための育児休業制度等の充実、子連れ出勤
- ・ ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた勤務環境やケア内容の改善

- ・ 事故・トラブルへの対応マニュアル等の作成による責任の所在の明確化
- ・ 健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室の整備
- ・ 介護サービス情報公表制度の活用による経営・人材育成理念の見える化
- ・ 中途採用者に特化した人事制度の確立（勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等）
- ・ 地域の自動・生徒や住民との交流による地域包括ケアの一員としてのモチベーション向上
- ・ 非正規職員から正規職員への転換

介護職員処遇改善加算 I における賃金改善の具体的内容

(1) 基本給への上乗せ

- ・ 介護に従事する正規職員の毎月の基本給を 17,000 円上乗せ
- ・ 介護に従事するパート職員の時給を 50 円上乗せ

(2) 手当の支給

- ・ 夜勤業務、早朝・夜間業務に対して 1 回あたりの手当を上乗せ

(3) 賞与（一時金）の支給

- ・ 7 月、12 月の賞与に上乗せ
- ・ 7 月、12 月、3 月に一時金の支給

介護職員等特定処遇改善加算 I における賃金改善の具体的内容

「経験・技能のある介護職員」を基準とし、その他の介護職員は基準の 1/2 以下、その他の職種の職員は基準の 1/4 以下を支給

(1) 賞与（一時金）の支給

- ・ 3 月に一時金の支給

※ 「経験・技能のある介護職員」とは、介護福祉士資格を有し、年度末において満 5 年以上常勤の介護職員として勤務に従事した者としています。